

福井市監査告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年1月27日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	八	田	一	以
福井市監査委員	福	野	大	輔

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

商工労働部

観光文化局

おもてなし観光推進課（国際室）、文化振興課（一乗谷朝倉氏遺跡事務所）、自然史博物館及び郷土歴史博物館

(2) 監査範囲

令和3年度及び4年度（9月末分まで）の財務事務及び事務事業等の執行状況

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和4年11月4日から令和5年1月20日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、指摘事項として掲げた事項については、改善の必要があると認めたので、速やかに是正措置をとられたい。また、検討が望まれる事項については、意見を提出する。

(指摘事項)

一乗滝小次郎の里ファミリーパークの施設管理業務において、受託者は施設内に条例に規定のないバーベキュー炉を設置し、さらに委託業務に含まれない食品等の販売を行い、それらの売上を自らの収入としていた。所管課は、これらの状況を認識していたが容認していた。また、食品の販売は保健所からの食品衛生法上の許可等が必要となるにもかかわらず、長期間ない状態だった。

当該施設はキャンプ場であり、利用者が飲食し、火気を使用する施設であることから、安全衛生管理を最優先としなければならない。

今後は、受託者に対し委託業務内容の遵守を徹底するよう指導されたい。また、施設やサービスに不足がある場合は、市が責任を持って改善及び充実を図られたい。

【商工労働部観光文化局おもてなし観光推進課】

(指摘事項)

令和4年度の一乗滝小次郎の里ファミリーパーク管理棟等雪囲い及び撤去業務において、市が発注する前に、当該施設を管理している受託者により雪囲い業務が完了していた。

当該施設の開園期間は11月30日までであるが、当該業務は開園期間内に行われており、その時点で閉園していた。

今後は、業務発注後に着手するよう、また、市の定めた開園期間を遵守するよう、受託者への指導及び管理を徹底されたい。

【商工労働部観光文化局おもてなし観光推進課】

(意見)

令和3年度のまちなかデジタルナイトコンテンツ投影業務について、国庫補助（都市構造再編集中支援事業）の対象となる可能性があったが、所管課はその情報を十分に把握していなかった。

今後は、関係部署が互いに補助金に係る情報の共有に取り組むとともに、所管課においては、事業実施に当たって、情報収集を積極的に行い、財源確保に努められたい。

【商工労働部観光文化局おもてなし観光推進課】

(指摘事項)

令和3年度に一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会に対して交付した2件の負担金において、精算がなされておらず、返還されるべき額が返還されていなかった。

今後は、負担金の交付に当たっては、負担金の財源が公金であることを念頭に、適切な事務処理を行われたい。

【商工労働部観光文化局文化振興課】